

		質問	A市	B市	C市	D市
整備時期		いつ整備したか？	平成31年4月	平成30年10月	令和2年4月	令和3年4月予定
整備手法		整備手法は何か？	面的整備型			
① 相談	コーディネーターの配置について	コーディネーターを配置しているか？	配置していない(既存の相談支援事業の中で対応している)	配置している	配置している	配置していない(既存の相談支援事業の中で対応する予定)
		配置している場合、何名配置しているか？	—	1名だが、実質は基幹相談支援センター職員全員で対応している。	3名	—
		誰がコーディネーター役になっているか？	—	基幹相談支援センター職員(委託)	市障害福祉課職員(1名) 地域活動支援センター職員(知的・身体1名、精神1名)	—
		コーディネーターとして独立しているか？ 兼務しているか？	—	兼務している	兼務している	—
		コーディネーターが複数いる場合、どの機関が統括しているか？	—	—	市障害福祉課	—
		コーディネーターの稼働時間は？24時間か？	—	通常の勤務時間	通常の勤務時間	—
		コーディネーター配置分の予算は？	—	基幹相談支援センター職員人件費(正規職員分200～300万円上乗せ)	市障害福祉課職員(会計年度任用職員)、地域活動支援センター職員2名分…約1,500万円上乗せ	—
	利用者について	事前登録しているか？	事前登録している	事前登録していない	事前登録している	事前登録していない
		必要性をどの機関がどのように判断しているか？ 事前登録をする場合は何をどこに提出するか？	委託相談事業者(地域活動支援センター)に任せており、利用する場合は委託相談事業者(地域活動支援センター)に申請書・計画書を提出する流れとなっている。	—	市内相談支援事業所で月1回相談支援部会を開催し、リスクのある人を挙げてもらい、コーディネーター会議(月1回)で検討し決定している。 登録票を作成し、サービス利用計画等を提出してもらっている。	—
	夜間・休日対応について	夜間休日対応しているか？	対応している	対応していない	対応していない	検討中
		夜間休日対応の方法は？	緊急用の携帯電話(1台)を知的的委託相談事業者が所持して対応している。	「相談」ということでは対応していないが、「短期入所の緊急時の受け入れ」ということでは24時間対応している(休日夜間は携帯電話で対応)	夜間・休日については、今までどおり相談者から市役所宿直に連絡が入り、宿直から課長・係長に連絡が入る流れとなっている	現在は基幹相談支援センターが担っているが、今後は検討中
	② 緊急時の受け入れ・対応	空床確保について	新たに空床確保しているか？	空床確保していない	空床確保していない	空床確保していない
空床確保していない場合、その理由は？			もともとの既存の資源を活用しているため	もともとの既存の資源を活用しているため	もともとの既存の資源を活用しているため	もともとの既存の資源を活用しているため
空床確保していない場合、緊急時の受け入れはどのようにしているか？			緊急利用がないときは一般用としており、専用枠というわけではないが、既存の市立の施設の中に緊急用として確保している。	緊急利用がないときは一般用としており、専用枠というわけではないが、既存の短期入所施設(基幹相談支援センター委託先と同法人が運営)の中に緊急用として確保している。	もともと虐待対応限定で緊急一時保護ということでベッドを確保していたが(5施設と契約)、緊急対応まで利用の幅を広げた。緊急時にベッドが空いていれば対応するもの。	もともと緊急枠を4床(そのうち1床は重心)持っており、その中で対応する。
空床確保のための予算額は？		なし	24時間対応分上乗せした(金額は教えられない)。	1日単価1万円を60日分上乗せした。	金額は教えられない	
利用者について	事前登録しているか？	基本は事前登録してもらっているが、必ず事前登録が必要というわけではない。	事前登録していないが、事前にリスクがある人を把握しようという動きはある。	事前登録していない	事前登録していない	
	必要性をどの機関がどのように判断しているか？ 利用する場合は何をどこに提出するか？	委託相談事業者(地域活動支援センター)に任せており、利用する場合は委託相談事業者(地域活動支援センター)に申請書・計画書を提出する流れとなっている。	基幹相談支援センターが障害福祉課で受け付ける。緊急時なので聞き取りのみで、申請書・申込書は不要としている。	市障害福祉課のケースワーカーに連絡が入り、施設と調整して入所している。申請書もあるが、緊急なので後付けでもよいことにしている。	検討中	